

議案第 7 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

国家公務員の勤務時間を短縮するための一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 0 年法律第 3 3 号）が施行され、また、近隣市における職員の勤務時間が短縮されていることから、平成 2 2 年 4 月 1 日から一般職の職員の勤務時間を 1 日当たり 1 5 分短縮するため、関連する条例の一部を改正しようとするものである。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 7 年富津市条例第 1 3 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「 4 0 時間」を「 3 8 時間 4 5 分」に改める。

第 3 条第 2 項中「 8 時間」を「 7 時間 4 5 分」に改める。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 4 6 年富津市条例第 2 3 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項及び第 2 項中「 8 時間」を「 7 時間 4 5 分」に、「 4 0 時間」を「 3 8 時間 4 5 分」に改める。

第 8 条第 1 項中「一般職の職員」の次に「で、任命権者によって割り振られた勤務時間が 1 週間につき 2 8 時間 4 5 分以上のもの」を加える。

別表第 2 備考第 1 項中「 8 で除して得た額」を「 7 . 7 5 で除して得た額」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年富津市条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 号及び第 2 号中「 2 0 時間、 2 4 時間又は 2 5 時間」を「 1 9 時間 2 5 分、 1 9 時間 3 5 分、 2 3 時間 1 5 分又は 2 4 時間 3 5 分」に改める。

第 1 7 条の表中「 8 時間」を「 7 時間 4 5 分」に改める。

(非常勤の一般職の職員の勤務条件等に関する条例の一部改正)

第 4 条 非常勤の一般職の職員の勤務条件等に関する条例 (平成 1 6 年富津市条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「 3 0 時間」を「 2 8 時間 4 5 分」に、「 8 時間」を「 7 時間 4 5 分」に改める。

第 8 条第 1 号及び第 2 号中「 3 0 時間」を「 2 8 時間 4 5 分」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。